

○厚木愛甲環境施設組合格約

(平成16年4月1日)
神奈川県指令市町第6号)

改正 平成19年4月2日 神奈川県指令市町第2号

(組合の名称)

第1条 この組合は、厚木愛甲環境施設組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、厚木市、愛川町及び清川村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、一般廃棄物（ごみ）処理施設の設置に関する事務を共同処理する。

(組合事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、神奈川県厚木市栄町1丁目16番15号に置く。

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員（以下「組合議員」という。）の定数は13人とし、関係市町村から選出する定数は、次のとおりとする。

厚木市 7人

愛川町 4人

清川村 2人

(組合議員の選挙)

第6条 組合議員は、関係市町村の議会（以下「関係市町村議会」という。）において、その議会の議員のうちから選挙する。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、関係市町村議会の議員の任期による。

2 組合議員が関係市町村議会の議員の職を退き、又は失ったときは、その職を失う。

3 組合議員に欠員を生じたときは、欠員を生じた関係市町村議会において、速やかに補欠選挙を行い、組合議員を選出しなければならない。

(議長及び副議長)

第8条 組合議会は、組合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

(管理者等の設置)

第9条 組合に管理者1人、副管理者3人及び会計管理者1人を置く。

(管理者等の選任及び任期等)

第10条 管理者は厚木市長、副管理者は愛川町長、清川村長及び厚木市副市長(当該市に2人以上の副市長が置かれている場合は、当該市の長が指名するいずれか1人の副市長)、会計管理者は厚木市会計管理者をもってこれに充てる。

2 管理者は、組合を代表し、組合の事務を管理し、執行する。

3 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者が定めた順序により、その職務を代理する。

4 会計管理者は、組合の会計事務をつかさどる。

5 管理者及び副管理者の任期は、関係市町村の長又は副市長の任期による。

6 管理者、副管理者及び会計管理者が関係市町村の長、副市長又は会計管理者の職を退き、又は失ったときは、その職を失う。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期による。

(事務局)

第12条 組合に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置き、管理者が任免する。

3 前項の事務局の職員の定数は、条例で定める。

(経費の支弁の方法)

第13条 組合の経費は、関係市町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項の規定による神奈川県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成19年4月2日神奈川県指令市町第2号)

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による神奈川県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の第4条の規定は、平成19年4月1日から適用する。